

新型コロナウイルス対策（職員）

1. 個人の感染予防

（1）手指衛生・咳エチケット

- 1) 主な感染経路は飛沫感染および接触感染であり、手指衛生・咳エチケットなどの基本衛生管理による感染予防を行う。
- 2) 顔や目にむやみに手で触らない。
- 3) 手の表面に付着したウイルスを洗い流すために、手洗いを水道水と石鹸で行う。
- 4) 水道水と石鹸で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で感染予防を行う。

2. 職場の衛生管理

（1）仕事環境の消毒

- 1) ドアノブ・階段の手すり・エレベータの操作盤などを、定期的にアルコール消毒液・次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。
- 2) 消毒の際は、マスク・ゴム手袋を使用する。
- 3) 発熱者が発生した時は、その原因を問わず、発熱した職員の執務エリア（机・椅子など）を消毒する。（執務エリアは半径2 m程度とドアノブ・トイレなど）

（2）職員の健康状態の管理

- 1) 発熱（37.5 度以上）など風邪の症状がある場合は所属長に報告して自宅待機とする。
- 2) 発熱がなくても体調不良（咳・喀痰・下痢・全身倦怠感など）の場合も所属長に報告して自宅待機とする。
- 3) 自宅待機後3日で解熱した場合は、薬剤の内服がない状態で発熱・咳・喀痰・下痢・全身倦怠感などの症状が消失してから3日目（48 時間以降）から出勤する。
- 4) 風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある場合は、保健所などの「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。

3. 感染を低下させるための対策

（1）ソーシャルディスタンス（接触機会を減らす）

- 1) 休憩室・食堂などの利用を制限する。
- 2) 会議などは中止する。
- 3) 研修会・セミナーなどのイベントは延期・中止する。

4) 会社主催の懇親会は中止する。

(2) 流行地域からの帰国者への対応 (海外旅行は原則禁止とする)

- 1) 帰国者は自宅待機のうえ 14 日間の健康管理 (2 回/日の検温) を行い、感染を疑う症状がないことを確認してから出勤する。
- 2) 家族・友人・知人の帰国者に帰国後 14 日以内に濃厚接触した場合は、速やかに総務課人事係に報告する。
- 3) 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合、強いだるさ (倦怠感) や息苦しさがある場合は、保健所などの「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。

(3) 国内流行地域への移動 (自粛を要請する)

- 1) 流行地域を目的地とした移動、または流行地域を經由 (宿泊・滞在・飲食・公共交通機関利用等) する移動について自粛要請する。
- 2) 予定がある場合は、速やかに総務課人事係に報告する。

なお、状況により、出勤を控えていただく自宅待機を命ずることがありますので、承知願います。

2020. 03. 18
改 2020. 03. 30